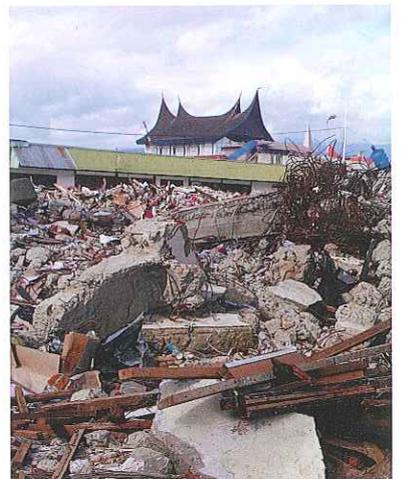




建築に専門家として携わるということはどういうことか。社会は建築に何を求め、そのために法律がいかにあるべきか、そのような議論こそが「建築基本法制定」そのものである(建築基本法制定準備会代表 神田順)。日本の景観と住環境の破壊という病根を直すには、都市計画法・建築基準法・建築士法の三つを改正しないと治らない(福岡・住環境を守る会事務局長・石井吉弘)。

特集 建築基本法は、なぜ必要なのか

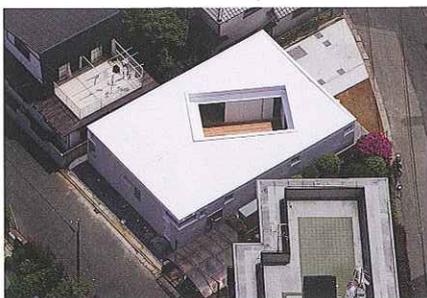
- 「建築専門家が提案しなければ、法制度は変わらない」**神田順**
- 「責任回避する行政の「安全地帯」を見逃すな」**山岡淳一郎**(ジャーナリスト)
- 「優れた建築や建築技術者に経済的価値を付与する評価システムを」**萩原淳司**(銀行家)
- 「消費者・建築主は弱き庇護者ではない」**竹川忠芳**(弁護士)
- 「建築の複数形」を担うべきもの」**北原一樹**(建築士)
- シックハウス「すべての建築資材の原材料表示の義務化を」**村田知章**
- 地方衰退「建設後の状態を監視し、改善または強制撤去する法律を」**松本恭治**
- 景観破壊「自治体自治体のマスタープランは、市民参加で作成を」**石井吉弘**
- 高層マンション「外出不足、成長発達の遅れ。高層マンションの見直し急げ」**織田正昭**
- アスベスト「英国をモデルにした厳格なアスベスト対策を」**名取雄司**
- 建築基本法制定準備会素案「建築基本法の骨格」
- 基本法って何だ。がん対策基本法など、他の基本法の成立、運用検証



ワールドレポート | **バラック建ての木造建築群の被害はほぼ皆無**
西スマトラ地震被災調査緊急報告
— **布野修司**

オープンハウス④ |

「F-WHITE」
— **山本卓郎**



美しき構造設計の世界⑫ — **金田勝徳**「代々木競技場」
オビニオンの視線 — **建築界は新政権に、業界の利益でなく、民意を集約した提言を**
— **飯尾潤**

論評 — **そして看板は残った。 「専門家」は住民運動の声を聴け**
— **清水亮**

各地域に拠点を置く設計事務所の作品集
建築集